

高等学校等就学支援金手続きについて（ご通知）

本制度は、家庭の経済状況にかかわらず希望に沿った進路選択ができるよう、高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づいて、高等学校等に在籍する生徒の授業料に充てるものとして就学支援金を支給するものです。

なお、就学支援金は学校設置者（都道府県や学校法人など）が、生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てることになるため、生徒本人（保護者）が直接受け取るものではありません。

1. 就学支援金とは

- 令和2年4月～6月分は、保護者全員の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額の合算額で受給要件を判断します。
- 支給方法は、納入時に授業料から就学支援金を差し引いて（相殺）おりますが、就学支援金認定結果によっては、就学支援金相当額を現金にて還付・徴収する事となります。なお、加算分は全て銀行振込等による還付となります。
- 本校の月額授業料は20,000円ですので、就学支援金の支給額の上限は、月額20,000円となります。

2. 受給要件と支給月額

区分	受給要件 保護者の住民税（道府県民税及び市町村民税）所得割額	支援金の額（月額） 【 授業料実納付額（月額） 】		
		一般生	奨学生S	奨学生A・B・C、徳育
支給限度額	257,500円未満	20,000円 【0円】	20,000円 【0円】	20,000円 【0円】
加算なし	257,500円以上 507,000円未満	9,900円 【10,100円】	9,900円 【0円】	9,900円 【5,050円】
所得制限	507,000円以上	0円 【20,000円】	0円 【0円】	0円 【10,000円】

3. 書類の提出について

- 次の提出書類を、本人が学校事務職員に対面で提出してください。
 - 申請書
 - 個人番号カード（写）等添付台紙
※保護者等のマイナンバーを明らかに出来る書類（下記のいずれか）を添付してください。
 - マイナンバーカード（裏面）の写し
 - マイナンバー通知カードの写し
 - マイナンバーが記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- 同意書

※ 学校からログインIDを配付する事で生徒・保護者によるオンライン申請ができますが、本校では申請漏れを防ぐため左記書類を提出して頂き生徒・保護者によるオンライン申請は行いません。

② 提出日

令和2年4月10日（金）

4. 提出書類についての説明

- マイナンバーを明らかに出来る書類は、親権者全員分（親権者が両親ならば2名分）が必要です。
- 本人ではなく、保護者が対面又は郵送でマイナンバーを学校に提出する場合には、顔写真付きのマイナンバーカードであれば顔写真付きの表面（顔写真のある面）、通知カードであれば写真付きの身分証（免許証等）の写しを併せて提出してください。
- マイナンバーを提出されない方は、親権者全員分の課税証明書を提出してください。（今回マイナンバーで申請して頂くと、卒業まで原則手続不要となりますので、出来る限りマイナンバーで申請して頂きますようご協力お願いいたします。）
- 保護者が生活保護受給者の場合は、上記提出書類（3の①）に生活保護受給証明書を併せて提出してください。
- 申請書の日付は、提出日（令和2年4月10日）を記入してください。

5. 留意事項

- 高等学校等就学支援金は、マイナンバーに基づき、保護者の地方税情報を確認したうえで、支援の対象となる生徒を決定します。市町村民税が未申告の場合は、地方税情報の確認ができず就学支援金の支給遅れの原因にもなりますので、税の申告が済んでいない場合は必ず事前に申告手続きを行っていただくようお願いいたします。
- 高等学校等就学支援金を受給するに当たり、保護者等の状況に変更が生じた場合には速やかに学校に連絡のうえ、届出を行っていただきますようお願いいたします。特に確定申告や修正申告による税の更正により、遡って税額に変更が生じた場合には、更正通知書を受け取った日の翌日から15日以内に学校に連絡及び届出を行ってください（15日を超えると届出を受理することができなくなります）。

就学支援金に関する問い合わせは、事務室（0968-72-4151）までお願いします。

提出書類（個人情報）は、利用目的の為にのみ使用させていただきます。